

令和6年度(公財)日本水泳連盟基礎水泳指導員養成講習会

ならびに検定試験実施要項

1. 目的 水泳指導員の養成とその充実を図り、もって水泳の普及と発展に資するため、(公財)日本水泳連盟基礎水泳指導員規則に基づき基礎水泳指導員養成講習会とその資格検定試験を実施し、指導者としての資質・技術の向上と多くの指導者の輩出をはかる。
2. 主管 一般財団法人 島根県水泳連盟
3. 期 日 講習会:令和6年10月27日(日)・11月4日(月)・10日(日)
検定試験:令和6年11月17日(日)
4. 会 場 島根スイミングスクール松江 松江市学園南1丁目18番8号
5. 定 員 20名(多少の増員は認めるが、申込者が6名に満たない場合は開催を中止する)
6. 対 象 検定試験当日に満18歳以上である者
※但し、高等学校等における最終学年に在籍する場合は特例として受講・受験を認める。登録は満18歳に至るまで保留とする。
7. 申込方法 別紙申込書に必要事項を記入し、申込料と併せて現金書留で郵送する。
 - ・申 込 料 20,000円(受講料12,000円、検定料8,000円)
 - ・申込締切日 令和6年10月2日(水)必着
 - ・申 込 先 一般財団法人 島根県水泳連盟事務局
〒690-0826 松江市学園南1丁目18番8号
8. 持参するもの
 - 1)水泳実技で使用する物(水着、キャップ、タオル等)
 - 2)筆記用具(ペン、ノート等)
 - 3)テキスト 最新版「水泳指導教本 三訂版」大修館書店発行
9. そ の 他
 - 1)4泳法(個人メドレー)は講習時間短縮のため、泳型と制限タイムをクリアできる泳力を有していることが望ましい。
 - 2)一度納入した申込料は返金しかねるので、期間内は健康管理に十分に注意し、欠席しないようにすること。
 - 3)都合により、日程・会場を変更する場合は事前に連絡する。
 - 4)再試験は行はない。不合格科目は次年度に1回に限り再受験できる。
それで合格できなかった場合は、改めて全科目受験しなければならない。

【問い合わせ先】 一般財団法人 島根県水泳連盟 (担当:森下)

TEL:0852-26-5767 FAX:0852-26-2687 Email:s-suiaren@shimane-suiaren.jp